

省エネルギー法に基づくエネルギー管理指定工場

	京都府	滋賀県	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	全国
第一種指定管理工場	84	114	303	242	25	42	5,159
(全国構成比)	1.63%	2.21%	5.87%	4.69%	0.48%	0.81%	—
第二種指定管理工場	108	137	379	307	40	28	6,342
(全国構成比)	1.70%	2.16%	5.98%	4.84%	0.63%	0.44%	—

* 第一種エネルギー指定管理工場の指定要件 : ①燃料等(熱)の場合:年度使用量が原油換算3,000キロリットル以上

②電気の場合:年度使用量が1,200万kwh以上

* 第二種エネルギー指定管理工場の指定要件 : ①燃料等(熱)の場合:年度使用量が原油換算1,500キロリットル以上

②電気の場合:年度使用量が600万kwh以上

※上表では、熱、電気の両方で同じ種別の指定管理工場の場合は、1つとしてカウント